

育成指定選手規程（Virtus 種目）

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（知的）強化委員会

（目的）

第1条 Virtus が開催する国際大会出場を目指す若い世代の選手が、ユース等対象の国際大会への派遣などの機会を作るとともに、国内大会への出場、国際大会派遣、強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする

（対象）

第2条 育成指定選手は、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者。
- (2) 当該年度 12 月 31 日時点で、満 12 歳以上 20 歳未満である者。
- (3) Virtus 登録者（速やかに登録の意思のある者）
- (4) 世界パラ陸上競技連盟（以下 WPA）公認大会（エンドース含む）及び当連盟が主催、共催、後援する大会。日本陸上競技連盟（以下「JAAF」）公認大会、その他全国障害者スポーツ大会で別表の強化・育成指定選手標準記録（Virtus 実施種目：育成 U20）を突破している者。同標準記録を突破した場合は、当該大会が JAAF 公認大会であることを証明できる資料及び記録の証明書（リザルト）を添えること。
- (5) メディカルチェックで健康上の問題がなく、陸上競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- (7) 保護者の同意書を提出し得る者。

（育成指定選手の決定）

第3条 育成指定選手の決定等は次による。

(1) 育成指定選手の決定

- ① 前条（1～7）の基準に達している者から申請後、強化・育成指定選手選考会（以下「選考委員会」という。）で審査・決定する。
- ② 決定は毎年 4 月 1 日付で行い 3 月 31 日まで有効とする。
前年 1 月 1 日～申請締切日の国内および国外競技会での記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者を審査し、4 月 1 日付で決定する。但し、当該年（申請する年）の申請締切日から 11 月 30 日までに強化指定記録を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は 12 月 15 日までとする。その他、一般の陸上競技大会において顕著な成績を有する場合など、強化委員会が強化指定相当と認めた者も対象とする。
- ③ 別途定める育成指定選手誓約書に署名提出した者。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。

(2) 強化指定選手の取り消し

- ① 育成指定選手には、メディカルチェックを必要に応じて実施するが、医学的問題により競技力が発揮できない場合は指定を取り消すことができる。
- ② アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合は、いかなる理由があろうとも直ちに指定を取り消す。

③ 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

第4条 指定ランクは次による。

U20	表による強化育成指定選手標準記録を突破した者
-----	------------------------

注) 指定ランク条件の年齢は当該年度12月31日時点とする

(育成指定選手の遵守事項)

第5条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿・オンライントレーニングへの参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された当連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) 当連盟、国際陸上競技連盟(WA)、日本陸上競技連盟(JAAF)などの規則特に競技者資格規定など用されるので注意が必要である。
- (7) 育成指定選手行動規程および育成指定選手等誓約書(別途定める)
- (8) 当連盟の行動規程(別途定める)

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、原則として日本スポーツ振興センター(JSC)競技力向上事業補助金を充てるが、個人負担が必要な場合もある。
- (2) 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会(JPC)が派遣する総合国際大会(グローバルゲームズ等)に参加する場合は、参加者自身の負担金が発生する場合がある。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は下記のとおりとする。

- (1) 選考委員長は強化委員長とする。(不在の場合は強化責任者が代行する。)
- (2) 選考委員は、強化副委員長、パスウェイディレクターとトラック・フィールド担当者とする。
- (3) 委員の任期は当連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (4) 選考委員会はメール等で書類審査とする。委員長は提出された申請書を選考委員に送付し決済をとる。

付則この規程は令和6(2024)年4月1日より実施、施行する。

令和7(2025)年2月6日 一部変更